

施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

基本施策 (4) 食品表示の適正化の推進

食品の表示は、消費者が食品を選択するための重要な情報源であり、消費者が安心して食品を購入できるように、適正で正確な表示を行うことが求められていますが、関係法令が多岐に渡り、表示内容も複雑であるため、関係法令について熟知していなければ、適正な表示をすることはできません。

しかしながら、表示を行う事業者の認識不足や法令遵守の意識の欠如により、賞味期限の改ざんや原産地の偽装をはじめ、添加物やアレルギー物質の表示漏れ等の不適正な表示が依然として散見されます。

そこで、県では引き続き、関係法令に基づき、表示を行う事業者からの事前相談や講習会等を通じて、正しい知識の普及を図り、関係部局の相互連携を強化して、監視・指導を行う必要があります。

ア 食品関連事業者に対する監視指導

(薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課、生活安全安心課)

<取り組みのポイント>

- 食品表示は、複数の法律により表示内容が規定されているため、不適正な表示を確認した場合は、関係部局が連携して立入調査等を行い、速やかな改善指導を行います。
- 健康食品等の販売広告については、不適正な表示が多く確認されていることから、医薬品医療機器等法(旧:薬事法)や健康増進法等に係わる表示の適正化について重点的に指導を行います。
- 食品製造・加工業者、食品販売業者等を巡回し、食品表示法に基づく表示適正化の指導を行います。
- 食品として販売されるものに関する広告その他の表示について、健康増進法に基づく誇大表示の適正化の指導を行います。
- 景品表示法の適正な運用のため、食品関連事業者等からの表示に関する問い合わせや、一般消費者からの苦情・申告を受け付けます。
- 食品製造・加工業者が製造販売する観光土産品について、景品表示法に基づく表示適正化の指導を強化します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
28 食品表示法に関する巡回調査・点検件数 (件/年)	20,537	18,350
29 健康増進法の誇大表示に係わる巡回調査・点検件数 (件/年)	314	350
30 景品表示法に関する相談及び表示指導件数 (件/年)	23	随時
31 景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数 (回/年)	2	2

【数値目標の考え方】

- 28 食品表示法に関する巡回調査・点検件数
市場や空港土産品店、スーパー等の食品小売り店舗に対する巡回調査や、食品収去検査時に点検等を行った食品数を目標値としています。
- 29 健康増進法の誇大表示に係わる巡回調査・点検件数
市場や空港土産品店、スーパー等の食品小売り店舗に対する誇大表示に関する巡回調査や点検を行った食品数を目標値としています。
- 30 景品表示法に関する相談及び表示指導件数
事業者からの相談や、消費者等からの申告や苦情を随時受け付け、不当表示が疑わしい事案については、調査・指導を行うことから目標値は数値化せず、随時としています。
- 31 景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数
優良県産品等の審査等を通じて、関係業者への指導を行う回数を目標値としています。

イ 適正な食品表示の促進

(薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課、生活安全安心課)

<取り組みのポイント>

- 食品関連事業者等や表示を行う業者を対象に、食品表示法等に関する講習会を開催し、適正な表示制度の普及啓発を図ります。
- 食品関連事業者等や表示を行う業者を対象に、景品表示法に関する講習会を開催し、適正な表示制度の普及啓発を図ります。
- 食品関連事業者、食品に関する広告を行う事業者等を対象に、医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に関する講習会を開催し、適正な表示制度の普及啓発を図ります。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
32 食品表示法等に関する表示講習会開催回数（回／年）	8	5
33 景品表示法に関する表示講習会開催回数（回／年）	5	5
34 医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に関する表示講習会開催回数（回／年）	5	5

【数値目標の考え方】

- 32 食品表示法等に関する表示講習会開催回数
県内5保健所（北部・中部・南部・宮古・八重山）毎に、講習会を開催することを目標値としています。
- 33 景品表示法に関する表示講習会開催回数
景品表示法について、様々な機会を通じて、年に5回、講習会を開催することを目標値としています。
- 34 医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に関する表示講習会開催回数
医薬品医療機器等法（旧：薬事法）について、年に5回、講習会を開催することを目標値としています。

施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

基本施策 (5) 輸入食品の安全対策の強化

わが国は、カロリーベースで約6割の食品を海外からの輸入に依存し、輸入食品の届出件数は年々増加しており、輸入食品の安全性を確保することは、重要な課題となっています。

輸入食品については、国の検疫所が窓口となり、食品衛生法や毎年度策定される輸入食品監視指導計画等に基づき、適法な食品等であるかの審査や検査を行う水際の輸入食品の監視・指導業務を実施しています。

一方、県では、輸入時の検査を受けた後、県内での流通段階における監視業務を担うことになり、日頃から違反輸入食品に関する情報収集や検疫所との連携を図る必要があります。

ア 検疫所と連携した監視体制の充実（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■輸入食品の違反等について、必要に応じて検疫所と連携した監視指導や情報の交換を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
35 検疫所と連携した監視体制の充実	※ ⁹	随時

※⁹ R 5 年度は検疫所との合同監視や情報交換会は行われていない。

【数値目標の考え方】

35 検疫所と連携した監視体制の充実

必要に応じて情報交換等を行うため、目標値は随時としています。

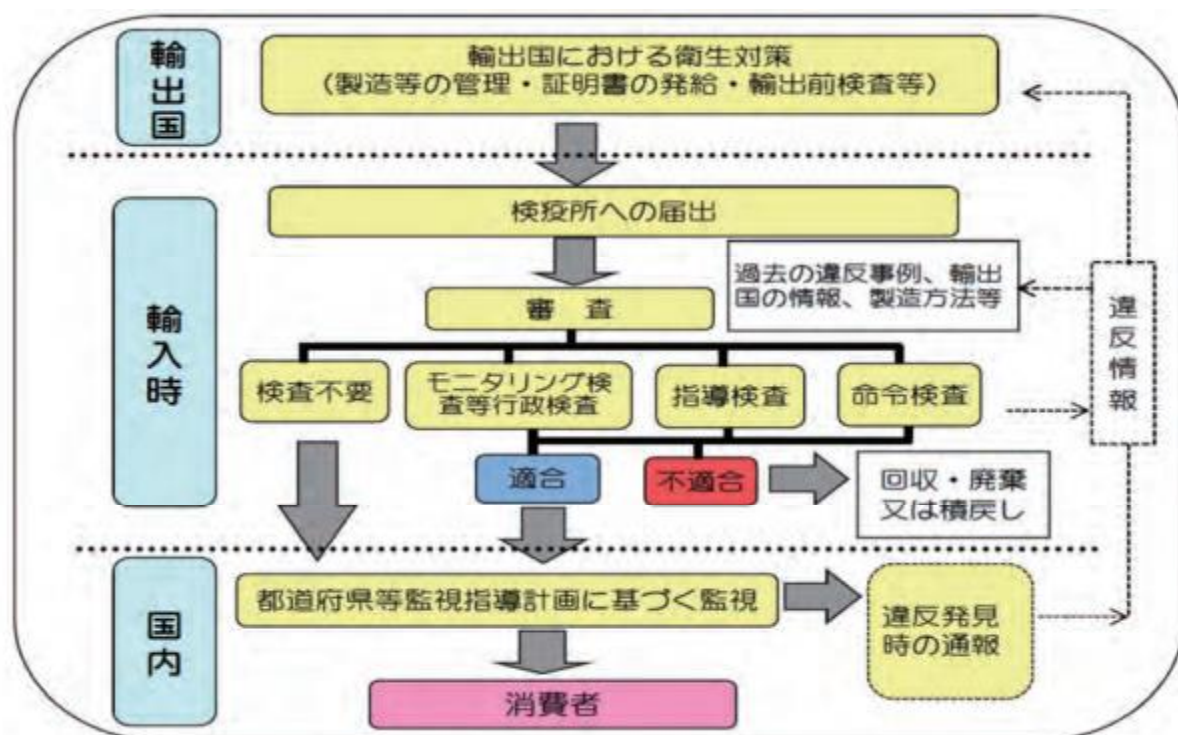


図 14 輸入食品の監視体制の概要

施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実

基本施策 (6) 食品の安全安心に関する調査・研究の推進

食品の安全性に関する施策を科学的なデータに基づき、適切に実施するとともに食品に対する安心感を確保するため、食品の安全安心に関する情報の収集や分析、試験研究を推進する必要があります。

県の実食衛生検査施設においては、食品分析結果の信頼性の確保に努める必要があります。

ア 農薬の使用量低減のための研究の推進（営農支援課）

<取り組みのポイント>

■化学農薬の使用量を減らすため、地域特性に適した化学農薬の低減化技術を開発する必要があります。

■県産農産物栽培における化学農薬や化学肥料低減のための試験研究を実施します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
36 化学合成農薬低減に向けた試験及び普及（件 / 年）	2	3

【数値目標の考え方】

36 化学合成農薬低減に向けた試験項目

化学農薬の使用低減のための技術開発に関する課題についての試験等を行う項目や、その普及（展示等）も数値目標としています。

イ 食中毒についての調査研究（薬務生活衛生課、水産課）

<取り組みのポイント>

■食中毒を予防するためには、食材の食中毒菌等による汚染状況について把握する必要がありますことから、実施要領を作成し食中毒菌汚染実態調査を行っています。

■県内食中毒原因の上位であるシガテラ対策として、平成 28 年度から普及啓発活動を実施しており、消費者や漁業関係者等にシガテラ認知度アンケート等を実施し、普及啓発資料の更新に係るフォローアップ調査を実施します。

■流通している魚類のシガトキシン含有量を調査し、魚種、捕獲海域、体長等の要因別に分析・解析し、各要因と毒量の関係性の把握に努めます。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
37 食中毒菌汚染実態調査検体数（調査実施予定検体数の達成率）（% / 年）	1 3 9	1 0 0
38 シガテラ対策に係る調査研究（調査実施予定検体数の達成率）（% / 年）	※ ¹⁰	1 0 0

※¹⁰ 第5期推進計画（R7～R11）の新規施策

【数値目標の考え方】

37 食中毒菌汚染実態調査検体数

食中毒菌汚染実態調査検体数は、毎年度策定される「食品の食中毒菌汚染実態調査実施要領」で定めており、毎年度の実施要領に基づく調査実施予定検体数の達成率を目標値としています。

38 シガテラ対策に係る調査研究

毎年度シガテラ実態調査実施要領を策定し、その実施要領に基づく調査実施予定検体数の達成率を目標値としています。

ウ 食品衛生検査施設における信頼性の確保（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 食品衛生検査施設における検査を正確かつ迅速に実施するには、日常の業務管理が重要であるため、その適正管理状況を確認するための内部点検を行います。
- 食品衛生検査施設の検査員の検査技術水準を確保するため、精度管理を実施し、検査精度の評価を行います。
- 本県の食品衛生検査施設の検査精度を全国レベルで確認するため、一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する外部精度管理調査に参加し、客観的な評価を受けます。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
39 内部点検の実施施設数（施設 / 年）	8	8
40 精度管理（微生物・理化学）の実施回数（回 / 年）	2	2
41 外部精度管理調査への参加施設数（施設 / 年）	3	2

【数値目標の考え方】

39 内部点検の実施施設数

県内5保健所（北部・中部・南部・宮古・八重山）、衛生環境研究所、食肉衛生検査所（北部・中央）の食品衛生検査施設毎に、内部点検を行います。

40 精度管理（微生物・理化学）の実施回数

県内保健所（中部・宮古・八重山）、衛生環境研究所、食肉衛生検査所（北部・中央）の食品衛生検査施設において、衛生環境研究所で調整された試験品を指示された方法で年2回、検査を行います。

41 外部精度管理調査への参加施設数

食品衛生検査施設のうち、2施設が外部精度管理調査へ参加します。



施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実

基本施策 (7) 緊急事態における体制の維持・強化

県の重要な責務として、食品に起因する重大な健康被害の発生を未然に防止することがありますが、健康被害が発生するような緊急事態に備えるためには、日頃からの危機管理体制の構築と、迅速かつ的確な対応を行うことが求められます。

このため、県では食品の危機管理に関して、連絡体制や各種対策要綱等を整備し、健康被害を最小限にするための対策を講じています。

今後は、食品流通の広域化に伴い、被害が広範囲に渡る事案の発生も予想されるため、平常時からの部局間及び国や関係機関との緊密な連携を図り、緊急時に備える必要があります。

また、緊急事態が発生した場合には、迅速で分かりやすい情報提供を行い、社会的な混乱や風評被害を防止する必要があります。

ア 緊急時の関係各課の連携の推進（関係各課）

<取り組みのポイント>

- 緊急事態が発生した場合は、まず、各事案の要綱等に基づき対応を行い、さらに県として全庁的な危機管理対応が必要な場合には、副知事を本部長とした庁内関係部局長からなる「沖縄県食品の安全安心推進本部会議」を開催し、的確な対応と拡大防止に努めます。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
42 緊急時の関係各課の連携の推進	※ ¹¹	随時

※¹¹ 令和5度は緊急時の会議開催はないが、当該推進計画では前年度の施策実施状況報告で、推進本部会議を毎年度1回開催している。

【数値目標の考え方】

42 緊急時の関係各課の連携の推進

必要に応じて開催するため、目標値は随時としています。

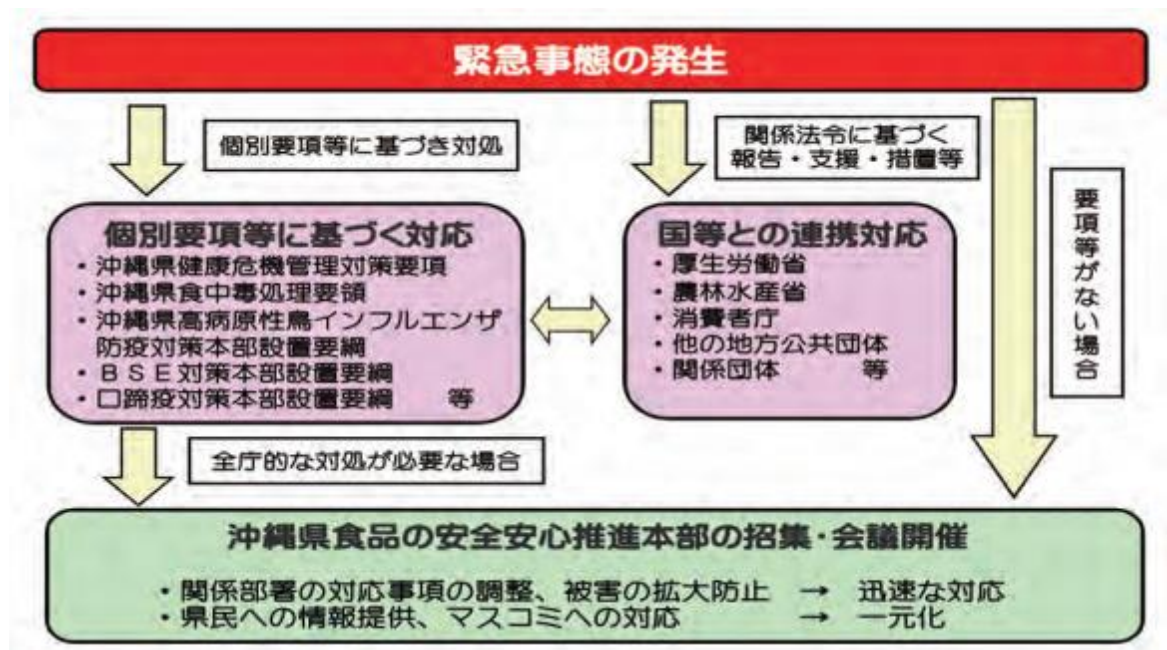


図15 緊急時における県の体制

目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

施策4 食品の安全安心に関する理解促進

基本施策 (8) 安全安心な食品に関する知識の普及啓発

安全で安心な食品の提供は、食品関連事業者の責務ですが、消費者も食中毒予防をはじめ、食品に関する正しい知識を身につけ、消費者自らの判断で安全な食品を選択することができる目を養うことが求められることから、消費者を対象にした普及啓発活動を行います。

また、幼児・児童生徒に対しても、食品に関する正しい知識を身につける機会を提供する必要があります。

ア 一般消費者の食品に関する理解促進（生活安全安心課、薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 食の安全・安心について消費者学習講座を実施します。
- 消費者を対象に食中毒予防に関するイベントを開催し、食中毒や衛生管理に関する正しい知識の普及啓発活動を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
43 消費者への啓発のための講座実施回数（回／年）	17	6
44 食中毒予防イベント回数（回／年）	6	6

【数値目標の考え方】

43 消費者への啓発のための講座実施回数

各種団体からの依頼に基づく講師派遣や、自主開催のイベント等により実施する講座の回数を目標値としています。

44 食中毒予防イベント回数

県内5保健所（北部・中部・南部・宮古・八重山）及び薬務生活衛生課において開催するイベント回数を目標値としています。

イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進（保健体育課）

<取り組みのポイント>

- 学校給食だより等を発行し、家庭における食品衛生及び食品の安全確保について、情報提供、普及啓発活動を推進します。
- 児童生徒の発達の段階に応じた学校における食育を推進します。
- 「食品を選択する能力」（正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける）の育成を推進します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
45 給食だより等の発行数（回／年）	1 1	1 1

【数値目標の考え方】

45 給食だより等の発行数

夏休み（8月）を除いて、年に 11 回、給食だより等を発行します。



小学校における食育授業

ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応（保健体育課）

<取り組みのポイント>

- 学校給食アレルギー献立表を事前に学校・家庭に配布し情報提供を行うことで、給食時の誤食を防ぐ等安全確保について推進します。
- 児童生徒の健康に関する個別性の高い課題については、改善を促すために栄養教諭等による個別的な相談指導の取り組みを推進します。
- 食物アレルギーを有する児童生徒への緊急時の対応体制の整備や事故の未然防止について、学校での校内研修等の取り組みを推進します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
46 学校給食アレルギー献立表の発行数（回／年）	1 1	1 1

【数値目標の考え方】

46 学校給食アレルギー献立表の発行数

夏休み（8月）を除いて、年に 11 回、学校給食アレルギー献立表を発行します。

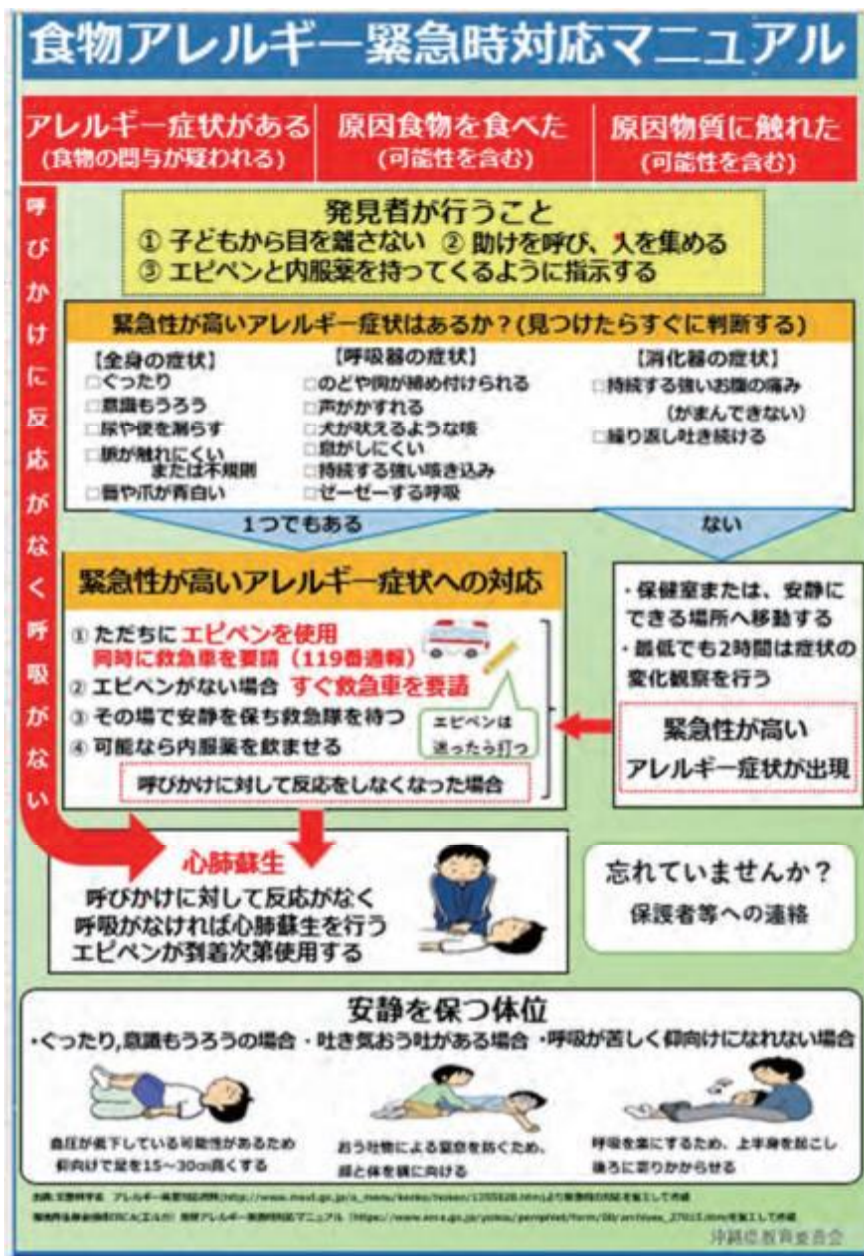


図 16 食物アレルギー緊急時対応マニュアル 資料：沖縄県教育委員会より

施策5 安全安心な県産食品の推奨

基本施策 (9) 優良な県産食品の推奨

本県では、亜熱帯性気候という地域特性を活かした多彩な農林水産物や地元の食材を活用した食品が多く生産・製造されています。

県内で生産・製造された食品については、健康・長寿や独特の文化という面から、その価値は認識されているものの、安全・安心面での信頼性の確立は重要な課題となっています。

県産食品の需要拡大や付加価値を高めるためには、消費者のニーズに対応した品質の向上やブランドの確立が重要となっており、その実現に向けては、生産・製造技術の確立、品質の安定、食品表示の正確さなど、県産食品へのさらなる信頼性を確保し、安心感を定着させることが必要です。

ア 優良県産品の推奨（グローバルマーケット戦略課、関係各課）

<取り組みのポイント>

- 沖縄県優良県産品推奨制度について関連事業者や消費者へのさらなる普及啓発に取り組みます。
- 沖縄県優良県産品は、関係法令に基づく表示審査、検査機関による内容分析、製造所の衛生審査等、厳正な審査を経て認定されております。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
47 優良県産品の宣伝・普及啓発（回／年）	10	10

【数値目標の考え方】

47 優良県産品の宣伝・普及啓発

優良県産品推奨品の展示・宣伝を10回行うことを数値目標とします。

用語の解説

沖縄県優良県産品推奨制度

県産品の需要の拡大と品質の向上を図り、販路拡大の推進を目的とする制度で、専門的な試験研究機関の厳しい検査と選定審査会における厳正な審査を経て、県が推奨製品を決定します。なお令和3年度から品質管理や法令遵守に加え、マーケットインの視点を重視しています。



このマークは、県が推奨する優良県産品を表示するものです。

施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

基本施策（10）食品に関する正しい情報の提供

食品の安全安心を確保するためには、行政、食品関連事業者、消費者が食品の安全性に関する情報を共有することが重要と言えます。

そこで、食品の安全性に関する情報や取り組み等について、正確で分かりやすく、積極的に伝えて、食品に対する安心感向上のための施策を展開します。